

「第三次東大和市特別支援教育推進計画（案）」（令和４年度～令和８年度）に係る  
パブリックコメントの結果について

「第三次東大和市特別支援教育推進計画（案）」（令和４年度～令和８年度）について、  
パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

**1 提出した市民等の数及び提出された意見の数**

1人 2件

**2 意見の提出期間**

令和３年１２月６日（月）から令和４年１月４日（火）まで

**3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方**

別紙のとおり

## 第三次東大和市特別支援教育推進計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

ご意見につきましては、意見の趣旨を損なわない範囲で要約させていただいております。

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
	1	<p>P 3（6）児童福祉法の一部改正について</p> <p>「医療的ケア児への支援の体制整備が努力義務とされました。」とありますが、令和3年9月より施行された医療的ケア児支援法では地方自治体の責務とされました。そのことについて明記していただき、支援法を踏まえた計画となることを望みます。東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画（素案）では医療的ケア児支援法について触れられています。</p>	<p>ご意見を踏まえて「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の概要についての記載をいたします。</p>
1	2	<p>P 38（3）3-3 副籍制度</p> <p>18ページ（7）副籍制度の充実にある「特別支援学校での実施」を計画のほうにも載せていただきたい。ICTの活用により遠隔での交流の可能性が広がりますが、画面越しではお互いに伝わりづらい場合もあるため、まずは直接交流できないかを一緒に考えていただきたい。</p> <p>「既存の実施形態にとらわれずに」の部分に対し、東京都教育委員会で「副籍ガイドブック」「副籍交流事例&amp;アイデア集」を出しているの東大和市でも活用していただきたい。</p>	<p>P 38（3）3-3 副籍制度に記載してありますとおり、特別支援学校での実施を含めた『様々な手法で実施』することにより内容の充実を図ってまいります。また、副籍制度には「直接的な交流」と「間接的な交流」があり、特別支援学校に在籍する児童・生徒の実態にあわせて実施しております。引き続き、特別支援学校在学中の児童・生徒の実態に応じた交流内容について、都立特別支援学校及び地域の小・中学校と連携しながら、適宜見直しを図り、実施してまいります。</p> <p>東大和市においても「副籍ガイドブック」及び「副籍交流事例&amp;アイデア集」を活用しております。引き続き、地域の小・中学校における周知・啓発を進め、ICTの活用等による新たな副籍交流の形態についても検討し、都立特別支援学校及び地域の小・中学校と連携しながら、内容の充実を図ってまいります。</p>

	<p>従来の副籍交流は副籍校（地域の小・中学校）の授業内容で行っていますが、特別支援学校の授業は保護者が観ていても魅力的ものが沢山あります。副籍校の皆さんと楽しめる内容もありますので、取り入れていただきたいです。</p> <p>また、東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画（素案）では「学年進行とともに副籍制度の利用者の割合が減少するなどの状況があることを踏まえ、保護者等を対象とした調査を実施して現在の課題を改めて把握し、充実策を検討します。」とありました。東大和市でも特別支援学校児童・生徒の保護者にどのような副籍交流を望んでいるのかアンケートを実施していただきたい。副籍制度利用率を100%に近づけるためには、当事者・保護者の意見を反映した交流内容が必要だと思えます。</p>	<p>東大和市では、特別支援学校へ就学する際に、保護者へ副籍交流の実施有無及び実施する場合の内容について希望調査を実施しております。特別支援学校に在籍している児童・生徒の保護者につきましては、東京都教育委員会が検討している保護者等を対象とした調査や特別支援学校の副籍制度担当者との連携による当事者ニーズの把握等により、地域の小・中学校と情報共有等を行いながら内容の充実及び副籍制度利用率の向上を図ってまいります。</p> <p>特別支援学校の授業を取り入れた副籍交流については、交流内容等に関する保護者の希望を踏まえ、都立特別支援学校及び地域の小・中学校と連携しながら、内容の充実を図ってまいります。</p>
--	---	--